

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の中期計画

文部科学大臣認可

平成23年3月31日

平成28年3月1日（変更）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 特別支援教育に係る実地的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

（1）国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進

- ① 特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。

イ 国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究

教育制度・システムに関する調査・研究、先導的な指導方法の開発に係る研究など、国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究を実施する。

ロ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実地的研究

障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査・開発研究など、教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実地的研究を実施する。

- ② 研究計画を策定し研究体制の整備を進める。

イ 中長期を展望し平成20年8月に策定した研究基本計画について、国の障害者制度改革の方向性など、国の政策の動向等を踏まえ改訂する。

ロ 研究を戦略的かつ体系的に実施するための研究班を整備する。

ハ 研究成果を教育現場等に迅速に還元するため、研究課題については、その必要性、研究内容等について毎年度見直しを行いつつ、原則として、2年を年限として研究成果をまとめる。

ニ 特別支援教育全体に関わる重点的な課題を総合的に解決するため、中期目標期間を見通して特定の包括的研究テーマ（領域）を設定し、複数の研究課題から構成された研究を進める中期特定研究制度を創設する。

- ③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施する。また、研究計画を立案する段階において研究成果の現場への効果的

普及の方策について特に留意する。

(2) 評価システムの充実による研究の質の向上

- ① 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対しての研究ニーズ調査をする。
- ② 各研究課題について、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部評価を実施する。また、評価システムについては不断の見直しを行う。
- ③ ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。
- ④ 中期特定研究制度については、全体研究計画の事前、中間、終了時評価（事後評価）を実施するシステムを構築する。

(3) 学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実際的で総合的な研究の推進

- ① 相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、実際的、効率的かつ効果的に研究を実施する。
 - イ 研究協力者、研究協力機関及び研究パートナー制度を統合し、より広く研究協力を求める仕組みを中期目標期間中に導入する。
 - ロ 学校長会等教育関係団体と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施することなどにより、連携関係を一層強化する。
 - ハ 保護者団体等と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。
 - ニ 福祉・医療・労働関係機関・団体との連携を一層推進する。
- ② 大学などの基礎的研究と研究所の実際的研究との有機的な連携や筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図ることにより、研究の質的向上を図る。
 - イ 大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年度実施する。
 - ロ 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行う。
- ③ 特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うため、海外の研究機関等とのシンポジウムを適宜開催するなど、海外との研究交流を推進する。

2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成

(1) 都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上

各都道府県等における政策課題の実現の中核となる指導主事や教職員を対象に、各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与するための専門性の向上を図ることを目的とする特別支援教育研究研修員制度（1年の研修期間）を実施する。

なお、この研究研修員制度については、研修効果を全国に還元する観点から、そ

の在り方を含め見直す。また、見直しを実施する際には経費の縮減に努める。

イ 研究所の「重点推進研究」や「専門研究」に直接参画する。

ロ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

ハ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上から研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ホ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。

(2) 各障害種別に対応する指導者の専門性の向上

各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコースを設け、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導力の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実を図るための「特別支援教育専門研修」（約2か月の研修期間）を実施する。

イ 研修開始に当たっての共通理解の促進を図るため、受講者の事前学習として、研究所ウェブサイトからインターネットを通じ、基礎的な内容について受講者が事前に履修できるよう措置する。

ロ 研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを行う。

ハ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

ニ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として

指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

ホ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ヘ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。

(3) 国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成

① 上記以外に実施している各種の研究協議会については、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、特別支援教育に係る研究成果等の普及を目的とした特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修（各2～3日程度の研修期間）を重点化して実施する。

なお、中期目標期間の開始時には、次の研修を実施する。

- ・ 交流及び共同学習推進指導者研究協議会
- ・ 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会
- ・ 発達障害教育指導者研究協議会
- ・ 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会

② これらの研修の実施については、次の事項に留意する。

イ 地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施するとともに、各都道府県等において定着し、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止を含め検討する。

ロ 研修毎に、受講者に対して、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

ハ 研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ホ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。

(4) 各都道府県等が実施する研修に対する支援

- ① 各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信する。

イ 配信する研修コンテンツについて体系的・計画的な整備・充実を図る。なお、利用者のアンケート調査等をもとに、内容及び運用の改善を図る。

ロ 講義配信登録機関数を、中期目標期間終了までに800機関以上確保する。

- ② 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等へ、実施機関からの要請に応じ、適切な範囲で講師を派遣する。

3 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動の実施

(1) 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援

- ① 教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進

障害のある子どもの教育に関するコンサルテーションを実施する。実施に当たっては、教育相談実施機関に対して有用度アンケートを実施し、80%以上から有用であるという結果などプラスの評価を得る。

- ② 各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に資する情報提供の充実

イ 各地方自治体が行う教育相談の円滑な遂行に資するため、教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセンター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム（教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース）の整備を進める。

また、教育相談情報提供システムの利活用状況を毎年度評価し、必要に応じて運用を見直す。

特に教育相談情報提供システムの整備に当たっては、研究所が行う(2)

- ①の教育相談事例及びこれ以外に研究所が収集する事例のほか、全国の教育センター、特別支援教育センター等との連携により教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集する。

ロ 教育相談年報について、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。

ハ 日本人学校等への支援を充実する。

(2) 各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施

- ① 研究所においては、次の教育相談を実施する。

イ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談

ロ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談

ハ 上記①イ～ロの教育相談については、満足度アンケートを実施し、80%以上の満足度を確保する。

② 教育相談事例の研究

研究所で行う教育相談、コンサルテーションの内、特別支援教育の研究の進展を図るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進める。

4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供

(1) 研究成果の普及促進等

① 研究成果については、国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供する。

② 研究活動等の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、研究所セミナーを開催するとともに、学会発表等により成果の普及を図る。

イ 研究成果の普及を図るため、研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムによる研究所セミナーを毎年度開催する。

ただし、従来年2回開催していた研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。

また、参加者定員の90%以上の充足率を確保するとともに、参加者85%以上の満足度を確保する。

ロ 研究成果を学会等における口頭又は誌上において中期目標期間中500件以上発表する。

③ 研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトへ掲載する。

イ 査読付研究紀要を年1回刊行する。

ロ 毎年度、終了研究課題毎に研究成果報告書を刊行し、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。

ハ 重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。

ニ 教材・教具を試作した場合は、これを公開する。

④ 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。

(2) 特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動

① インターネットを活用し、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する情報提供、理解啓発活動を行う。

イ インターネットを活用し、ウェブサイトから特別支援教育に関する情報を

提供する。

ロ 発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動を行う。

ハ メールマガジンを配信し、特別支援教育に関する情報を提供する。

② 特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積する。またニーズに対応した情報提供を行う。

イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等（とりわけ実践研究の論文・資料）を収集・蓄積する。

ロ 利用者のニーズに対応した情報提供を行う。来所する利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。

ハ 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用する。

また、データベースアクセス件数を年間500,000件確保する。

③ 関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図る。

イ 世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムなど、特別支援教育関係機関、保護者団体等と連携した事業を実施する。

ロ 特別支援学校長等を対象としたネットワーク構築など、同学校長会との連携を踏まえた情報普及策について検討する。

ハ 小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築を関係団体と協議する。

④ 海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供

イ 特別支援教育に関する諸外国の情報を計画的・組織的に収集するとともに国内の情報や諸外国の情報を国内外に提供する。

ロ 国際交流に関する刊行物を見直し、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費については、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。

退職手当及び特殊要因経費を除き毎事業年度において、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。

なお、複数の事業から選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会などの評価により事業の重点化及び透明性の確保に努める。さらに業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進のため官民競争入札等の導入を検討する。

- (2) 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、調達等の合理化を推進し、業務運営の効率化を図る。
- (3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き実施するとともに、平成24年度以降は、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。なお、人件費の範囲は国家公務員という職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。
- (4) 内部統制については、理事長のリーダーシップの下、職員へのミッション・ビジョンの周知徹底、コンプライアンス機能及び監事監査機能のさらなる充実・強化を図る。
- (5) 「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定)等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画

- (1) 中期計画予算
別紙のとおり
- (2) 平成23年度～27年度収支計画
別紙のとおり
- (3) 平成23年度～27年度資金計画
別紙のとおり

Ⅳ 短期借入金の限度額

限度額3億円

短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する事項

- (1) 財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。
- (2) 職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。

Ⅵ 外部資金導入の推進

関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努める。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。

Ⅶ 剰余金の使途

研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。

Ⅷ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携

筑波大学附属久里浜特別支援学校と自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実地的研究や共同事業などを相互の連携・協力により行う。

(2) 施設・設備に関する計画

研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるような環境を確保するとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々が来所しやすい施設・設備の整備を図る。また、生涯学習の観点から施設の一般公開を更に推進する。本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙のとおり。

(3) 人事に関する計画

① 方針

研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を効率的に行うため、適正に人員を配置する。

② 人員に係る指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み

3, 102 百万円

但し、上記の額は、国家公務員という職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。

③ その他

- ・ 客員研究員等の活用による研究活動の活性化
- ・ 人事交流の促進

(4) 中期目標期間を越える債務負担に関する計画

電子計算機の賃貸借期間平成24年12月から28年11月までの4年間

別紙

○中期計画予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	5,272
施設整備費補助金	142
資産貸付料収入	22
文献複写料収入	0
受託事業収入	0
計	5,436
支 出	
一般管理経費	
人件費	748
その他管理経費	169
業務経費	
人件費	3,169
一般研究経費	336
特別研究経費	268
研修・講習事業経費	110
情報・普及事業経費	453
教育相談事業経費	8
国際協力研究経費	33
受託事業等経費	0
施設整備費	142
計	5,436

※ 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[人件費の見積り]

期間中総額3,102百万円を支出する。

なお、人件費の範囲は、国家公務員でいう職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。

[運営費交付金の算定ルール]

1) 運営費交付金

毎事業年度に交付する運営費交付金 $A(y)$ については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = B(y) + C(y) - D(y)$$

2) 一般管理費

毎事業年度の一般管理費 $B(y)$ については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = (B_a(y-1) \times \gamma + B_b(y-1) \times \delta \times \varepsilon) \times \alpha + B_c(y) + B_d(y)$$

$B_a(y)$: 当該事業年度における一般管理費中の人件費。 $B_a(y-1)$ は直前の事業年度における $B_a(y)$ 。

$B_b(y)$: 当該事業年度におけるその他管理経費。 $B_b(y-1)$ は直前の事業年度における $B_b(y)$ 。

$B_c(y)$: 当該事業年度における一般管理費中の退職金。

$B_d(y)$: 当該事業年度における管理部門に関連する特殊要因。人事、重点施策の実施、事故の発生等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金の算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。

α : 一般管理費における効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

δ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε : 業務政策係数。喫緊の課題に対応する事業として、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

3) 業務経費

毎事業年度の業務経費 $C(y)$ については、以下の算式により決定する。

$$C(y) = (C_a(y-1) \times \gamma + C_b(y-1) \times \delta \times \varepsilon) \times \beta + C_c(y) + C_d(y)$$

$C_a(y)$: 当該事業年度における業務経費中の人件費。 $C_a(y-1)$ は直前の事業年度における $C_a(y)$ 。

$C_b(y)$: 当該事業年度における研究及び事業経費。 $C_b(y-1)$ は直前の事業年度における $C_b(y)$ 。

$C_c(y)$: 当該事業年度における業務経費中の退職金。

$C_d(y)$: 当該事業年度における研究及び事業に関連する特殊要因。人事、喫緊の課題に対応した事業として情報通信基盤の整備など、運営費交付金の算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。(電算システム保守料・情報回線使用料等)

β : 業務経費における効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

- γ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- δ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- ε : 業務政策係数。喫緊の課題に対応する事業として、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

4) 自己収入

毎事業年度の自己収入 $D(y)$ の見積額については、以下の数式により決定する。

$$D(y) = D(y-1) \times \zeta \times \eta$$

$D(y)$: 当該事業年度における自己収入の見積額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

ζ : 収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

η : 収入調整係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

5) 受託事業収入

毎事業年度の受託事業収入 $E(y)$ の見積額については、以下の数式により決定する。

$$E(y) = E(y-1) \times \theta$$

$E(y)$: 当該事業年度における受託事業収入の見積額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

θ : 受託事業収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

※受託事業収入には産学連携等収入・寄付金収入・著作権収入・特許権収入等を含む。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

[注記]

・前提条件：運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算。

α (アルファ) : 一般管理費における効率化係数。△ 3 %

β (ベータ) : 業務経費における効率化係数。△ 1 %

γ (ガンマ) : 人件費調整係数。± 0 %

δ (デルタ) : 消費者物価指数。± 0 %

ε (イプシロン) : 業務政策係数。± 0 %

ζ (ゼータ) : 収入政策係数。1 %

η (エータ) : 収入調整係数。± 0 %

θ (シータ) : 受託事業収入政策係数。± 0 %

・施設整備費については施設の老朽度等を勘案して試算した支出予定額を計上している。

平成23年度～平成27年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	5,367
経常費用	
一般管理費	
人件費	748
その他管理経費	169
業務経費	
人件費	3,169
一般研究経費	336
特別研究経費	268
研修・講習事業経費	110
情報・普及事業経費	453
教育相談事業経費	8
国際協力研究経費	33
受託事業等経費	0
減価償却費	73
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	5,367
経常収益	
運営費交付金収益	5,272
資産貸付料収入	22
文献複写料収入	0
受託事業収入	0
資産見返運営費交付金戻入	71
資産見返寄附金戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	1
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

※ 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[注記] 当法人における退職手当については、役員退職手当規程及び職員退職手当規程に準じて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

平成23年度～平成27年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	5,436
業務活動による支出	5,294
投資活動による支出	142
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	5,436
業務活動による収入	
運営費交付金による収入	5,272
資産貸付料収入	22
文献複写料収入	0
受託事業収入	0
投資活動による収入	
施設費による収入	142
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	0

※ 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
東・西研修員宿泊棟居室環境等改善工事	28	施設整備費補助金
消防設備更新	28	施設整備費補助金
東・西研修員宿泊棟周辺法面整備工事	28	施設整備費補助金
外灯改修他工事	28	施設整備費補助金
研究管理棟他外壁改修工事	28	施設整備費補助金

なお、上記の他、業務の実施状況等を勘案した施設整備が追加・修正されることがあり得る。

また、施設・設備の老朽度合いを勘案した改修(更新)等が追加・修正される見込みである。